会員の経費負担義務に関する細則

（目的）

第１条　この細則は定款第 13 条の規定に基づき、会員の経費負担義務に関し、必要な事項を定める。

（年会費）

第２条　一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「本会」という）の会員の年会費は次のとおりとする。

（１）一般会員　15,000 円

（２）准会員　　9,000 円

（３）賛助会員　30,000 円

（年会費の納入）

第３条　年会費は、この法人が指定する方法および期日までに１年分を一括納入しなければならない。

（年会費の免除）

第４条　一般会員のうち、下記に該当するものは退会時まで会費を免除する。

ただし、満年齢については、1 月 1 日現在の満年齢とする。

・満 65 歳かつ会員として会費を連続 15 年以上収め、会費 3 年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの

・満 66 歳かつ正会員として会費を連続 16 年以上収め、会費 2 年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの

・満 67 歳かつ正会員として会費を連続 17 年以上収め、会費 1 年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの

・満 68 歳以上かつ正会員として会費を連続 18 年以上収め、年会費免除に賛同する旨を指定する方法で期日までに届けたもの

2　本規定により年会費の免除が適応された会員については，年に 1 回会員継続の伺いを行い，2 年連続で回答が無い場合には退会となる．但し，退会後に復会の意志が示された場合には会員資格を回復する．

（細則の改定）

第５条　この細則は、理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は 2017 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は 2017 年 3 月 8 日から施行する。

この改定は 2018 年 5 月 28 日から施行する。

この改定は 2021 年 2 月 11 日から施行する。

この改定は 2023 年 2 月 3 日から施行する。

この改定は 2023 年 3 月 1 日から施行する。